

資料3 資金計画について

1. 施設整備に係る資金計画

(1) 施設整備所要額について

施設整備に係る工事費、設備備品購入費等については、過大または過小とならないよう、項目ごとに適正に見積りを取得するなど、積算根拠を明らかにしてください。(あいまいな見積りは、入札不調の原因となる場合があります。)

(2) 財源内訳について

ア 施設整備費借入金について

本公募における小規模保育事業の整備に、施設整備費借入金による財源を見込む場合は、次の①から②の書類を提出してください。

① 第15号様式-1-1「施設整備費等借入金償還計画表」

② 第15号様式-1-2「借入誓約書」

※既往の借入実績や担保となる資産が認められない場合等は、借入の確実性を確認するため、金融機関の事前審査書類の提出等を求める場合があります。

イ 施設整備補助金について

施設整備に係る補助金額の算出については、資料2「船橋市における小規模保育事業A型の施設整備及び運営等に関する補助金（令和6年4月15日現在）」に記載のとおりですが、正確な資金計画の立案のため、事前相談において、必ず保育運営課に見込み額を確認してください。

ウ 寄付金について

施設整備に係る財源として寄付金を予定する場合は、第16号様式「寄付確約書」及び寄付予定者の資産状況を明らかにできる書類（金融機関による預金残高証明書等）の提出が必要です。

2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画

以下の資金のうち、(2) 必要運転資金（資産要件）に係る財源は、自己資金により、開設初年度だけでなく、毎年度当初に確保されていることが必要です。なお、(1) 開設準備金に係る財源は、運営資金借入金として金融機関等からの借入金を財源として確保することが可能です。当該借入金による財源確保を予定する場合は、次の①から②の書類を提出してください。

① 第15号様式-1-1「施設整備費等借入金償還計画表」

② 第15号様式-1-2「借入誓約書」

※既往の借入実績や担保となる資産が認められない場合等は、借入の確実性を確認するため、金融機関の事前審査書類の提出等を求める場合があります。

(1) 開設準備金

ア 事務費について

- ・ 本応募及び設置認可申請等の手続きに伴う書類の取得、作成等に要する事務費、委託費
- ・ 住民説明会、入園説明会等の開催経費

- ・保育士等職員の採用に係る経費
- ・保育士等職員の開設前準備における研修費
- ・その他、小規模保育事業の開設に必要な各種事務費、手数料等

イ 人件費について

- ・本応募及び設置認可申請等の手続きに伴う書類の取得、作成に要する人件費
- ・保育士等職員の開設前準備期間の給与及び法定福利費等
- ・その他、小規模保育事業の開設に必要な各種人件費

(2) 必要運転資金（資産要件）

※毎年度、当初に自己資金で保有できることが条件となります。

次の①と②を比較して高い額 ※社会福祉法人以外の法人のみ

① 2年分（開設初年度、開設2年目）の賃借料相当額

【賃借料相当額の計算方法】

[1年分の賃借料（管理費・共益費含む）－（当該年度に支払われる公定価格の賃借料加算額）]

② 年間事業費の1/2分の3以上に相当する額

【計算方法】

事業活動による年間支出額 × 3 / 12（千円未満の端数切上げ）

* 「事業活動による年間支出額」については、次の3に基づき作成する資金計画により算出される額とすること。

3. 開設後の資金計画

開設後の資金計画については、開設初年度から3年度分について、第15号様式-2「小規模保育事業運営資金計画」により、下記（1）から（6）の積算条件に基づき作成してください。

特に積算条件の指定がない科目については、事業計画に即して、過少にならないよう、他の同種の施設の実績、見積り等を元に積算してください。

なお、第15号様式-2「小規模保育事業運営資金計画」にあらかじめ記載の科目は、一般的なものを記載しているため、適宜加除して差し支えありません（積算条件の指定のあるものを除く）。

(1) 事業活動による収支（収入）

ア 給付費収入

給付費収入は、第15号様式-2-1「公定価格計算書（小規模保育事業A型用）」を用いて、次の①から②の条件に基づき算出し、添付すること。

① 入所状況

年度毎の入所は次の表の入所率によることとし、保育標準時間認定の児童数の割合は、年齢ごとに概ね8割の想定すること。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児
開設初年度	70%	80%	60%
開設2年度目	70%	80%	80%

開設3年度目	70%	100%	100%
--------	-----	------	------

②職員状況

処遇改善等加算率の算定に係る職員の平均勤続年数は、原則として「2年以上3年未満」とすること。

イ 経常経費補助金収入

経常経費補助金のうち、船橋市小規模保育事業運営費補助金の収入額見込みについては、保育運営課にお問い合わせください。

(2) 事業活動による収支（支出）

ア 人件費支出

人件費支出は、入所率100%に対応できるよう計算することとし、第15号様式-2-2「人件費内訳算出表」を用いて算出し、添付すること。

イ 事務費支出・事業費支出

事務費支出及び事業費支出も入所率100%に対応できるよう計算することとし、事業計画に即して、具体的に見積りを作成するなどし、過少な見積りとならないよう、できるだけゆとりを持って積算すること。小規模保育事業の運営実績がある場合は、応募計画に定員規模や事業内容が近い小規模保育事業の拠点区分に係る資金収支計算書を添付すること。

(3) 施設整備等による収支（収入）

施設整備等による収支における収入に係る科目は、運営開始後の年度には見込まないこと。

「1. 施設整備に係る資金計画」で見込む施設整備補助金については、実際の補助金の交付が開設後になった場合も、本資金計画上は開設前の年度において計上するものとして取扱うこと。

(4) 施設整備等による収支（支出）

「1. 施設整備に係る資金計画」(2)イの施設整備費借入金の償還に係る支出（利息分を含まない）は、設備資金借入金元金償還支出に計上すること。

その他の施設整備等による収支における支出に係る科目は、原則として、運営開始後の年度には見込まないこと。ただし、開設後に設備または備品等を購入する具体的な計画がある場合は、それに伴う支出を見込むこと。

(5) その他の活動による収支（収入）

開設初年度については、「2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画」(2)に記載した必要運転資金（資産要件）に係る資金について、事業区分間繰入金収入（財源によっては、拠点区分間繰入金収入またはサービス区分間繰入金収入）として計上すること。

(6) その他の活動による収支（支出）

「2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画」(1)ア・イについて、運営資金借入金借入による財源の確保を計画する場合は、当該借入金の償還に係る支出について、運営資金借入金償還支出として計上すること。